

田辺市庁舎新築工事等入札実施要領

令和2年12月10日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、田辺市建設工事入札に関する規程（平成17年田辺市規程第26号）第20条の規定に基づき、田辺市庁舎新築工事等の入札及び請負契約の実施に関する事務取扱いについて、法令その他の規定に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合評価方式 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(2) 入札時VE 入札の前に、発注者が図面及び仕様書等に参考として示した施工方法等に対し、入札参加者からコスト縮減が可能となる施工方法等に関する技術提案（以下「VE提案」という。）の提出を受け付け、それを市長が承認した場合、当該提案を行った者は、そのVE提案を基に入札することができる手法をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要領は、次に掲げる建設工事（以下「適用対象工事」という。）に係る入札及び請負契約の締結の場合に適用する。

- (1) 田辺市庁舎新築工事
 - (2) 田辺市庁舎新築工事に伴う電気設備工事
 - (3) 田辺市庁舎新築工事に伴う機械設備工事
- (総合評価方式に係る落札者決定基準の決定)

第4条 田辺市建設工事等競争入札執行要領（令和2年6月1日改正）「8. 落札候補者の決定方法」の規定にかかわらず、適用対象工事については、総合評価方式による入札を実施する。この場合において、市長は、当該入札に係る落札者決定基準（以下単に「落札者決定基準」という。）については、田辺市工事入札資格審査委員会（以下「市資格審査委員会」という。）の審査を経て決定するものとする。

(落札者決定の基準)

第5条 落札者決定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 評価基準
- (2) 評価方法
- (3) 前各号に掲げるほか市長が必要と認めるもの

2 市長は、落札者決定基準の詳細について、別に定めるものとする。

(意見の聴取)

第6条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、令第167条の10の2第4項の規定に基づき、あらかじめ学識経験者からなる和歌山県建設工事等総合評価審査委員会（以下「県審査委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 前項の場合において、令第167条の10の2第5項の規定に基づき、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、県審査委員会の意見を聴くものとする。

(入札時V Eを採用する工事)

第7条 第3条第1号に規定する田辺市庁舎新築工事においては、入札時V Eを採用する。

この場合において、市長は、入札時V Eの実施に必要な事項及びV E提案の採否については、市資格審査委員会の審査を経て決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第8条 市長は、適用対象工事の入札を執行しようとする場合は、当該入札に参加しようとする者に次に掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 入札時V Eを採用する場合は、その旨並びに提出を求めるV E提案の内容、審査の方法及び提出期限等の必要事項
- (2) 当該入札の落札者の決定方式を総合評価方式とすること。
- (3) 落札者決定基準等
- (4) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）の内容及び提出期限等の必要事項
- (5) 虚偽資料の提出に対する措置
- (6) 技術提案資料を指定された日までに提出しない者の入札は、無効とすること。
- (7) その他必要な事項

(V E提案資料の提出)

第9条 V E提案を提出しようとする入札参加者は、市長が別途指定する日までに、V E提案に関する書類（以下「V E提案資料」という。）を提出するものとする。

2 提出されたV E提案資料は、返却しない。また、提出されたV E提案資料の訂正及び差替えは、これを認めない。

3 市長は、V E提案の採否の結果について、V E提案を提出した入札参加者に通知するものとする。

(技術提案資料の提出)

第10条 入札参加者は、市長が別途指定する日までに、技術提案資料を提出するものとする。

2 入札参加者から提出された技術提案資料は、返却しない。また、提出された技術提案資料の訂正及び差替えは、これを認めない。

(特定建設工事共同企業体による入札)

第11条 適用対象工事については、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による入札とする。なお、第3条第1号に規定する田辺市庁舎新築工事における共同企業体の構成員の数は、田辺市建設工事等共同企業体取扱要領（平成22年12月21日改正）（以下「共同企業体要領」という。）第3条第2号の規定にかかわらず、3者とする。

2 共同企業体要領第7条第2項の規定にかかわらず、適用対象工事における共同企業体の各構成員の出資比率は、次の各号に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合を下回ってはならない。

- (1) 構成員が2者の場合 30%
- (2) 構成員が3者の場合 10%。ただし、代表者を除く構成員の合計出資比率は30%以上であること。

(入札)

第12条 入札執行者は、入札後に「落札保留」を宣言し、次に掲げる事項を告知して、入札を終了するものとする。

- (1) 市資格審査委員会において評価値の確認を行った上で、県審査委員会の意見を踏まえて落札候補者を決定すること。
- (2) 落札候補者の決定後、速やかに入札者全員に通知すること。

2 第10条第1項に規定する市長が指定する日までに技術提案資料を提出しなかった場合、その者がした入札は、無効とする。

(技術提案資料の審査)

第13条 技術提案資料の審査は、市資格審査委員会において行うものとする。

2 技術提案資料の審査に当たっては、評価項目への対応、施工の確実性等を評価し、併せて記載事項の確認を行うものとする。

(低入札価格調査による失格判定基準)

第14条 田辺市低入札価格調査による失格判定基準（令和元年6月1日改正）の規定にかかわらず、適用対象工事については、市長が別に定める「田辺市庁舎新築工事等における低入札価格調査による失格判定基準」により、低入札価格調査を行うものとする。

(落札者決定の方法)

第15条 市長は、落札候補者の決定については、次に掲げる要件の全てを満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を原則として、市資格審査委員会の審査を経て決定するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合において、低入札価格調査において失格とならないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。なお、くじの方法については、別に定める。

3 共同企業体要領第9条の規定にかかわらず、落札候補者は、市長が別に定める「共同企業体構成員候補者名簿」に登録されている者と交渉した上で共同企業体を結成し、市長が別途指定する日までに必要書類を提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する書類の提出があった場合は、市資格審査委員会の審査を経て適当であると認めた場合、当該落札候補者を落札者と決定する。

(入札結果の公表)

第16条 入札価格、評価値及び技術評価点については、これを公表する。なお、公表の方法については、別に定める。

(V E 提案及び技術提案の保護)

第17条 V E 提案及び技術提案については、以後市が発注する工事において、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、市は、これを無償で使用できるものとする。ただ

し、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(資料作成費用)

第18条 VE提案資料及び技術提案資料の作成に要した一切の費用は、入札者の負担とする。

(施工の担保等)

第19条 市長は、実際の施工に際して、VE提案及び技術提案の内容を満たした施工がなされていることを確認するものとする。

2 VE提案又は技術提案は、全て履行義務を負うものとし、VE提案又は技術提案の内容が履行されない場合には、受注者は再度の施工を行わなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、再度の施工が困難若しくは合理的でない場合又は技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合には、市長は、工事成績評定の減点を実施するとともに、悪質な場合の措置については、契約不履行の違約金請求等を含め、市資格審査委員会の審査を経て決定するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年12月10日から施行する。